

家庭における省エネ・再エネ活用設備導入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、家庭部門の脱炭素化を促進するとともに、エネルギーレジリエンスの確保を図るため、埼玉県内にある住宅に新たに省エネ・再エネ活用設備を導入する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年3月30日 環政計発第2203301号 制定）及び同実施要領（令和4年3月30日 環政計発第2203303号）、環境省所管の補助金等に係る財産処分承認基準（平成20年5月15日 環境会発第080515002号）、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）その他法令等の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 省エネ・再エネ活用設備

エネルギー効率の向上や再生可能エネルギーの利用等により温室効果ガス排出削減に資する住宅用の設備のうち、太陽光発電設備、太陽熱利用システム（強制循環型）をいう。

(2) 住宅

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第2条第1項に規定する住宅をいう。

(3) 既存住宅

住宅のうち、住宅の品質確保の促進等に関する法律第2条第2項に規定する新築住宅に該当しないものをいう。

(4) 太陽光発電設備

太陽エネルギーを電気エネルギーに変換し、電力を供給するために構成された装置及びこれに附属する太陽光発電モジュール、パワーコンディショナー等の装置の総体をいう。

(5) 太陽熱利用システム（強制循環型）

太陽熱を集熱器に集めて給湯、空調又は給湯及び空調に利用するシステムで、集熱器及び蓄熱槽が独立して設置され、動力を用いて水又は熱媒を強制循環させるシステムをいう。

(6) PPA（電力販売契約）

太陽光発電設備等の所有者が、当該設備を自己の負担により県内の住宅に設置し、所有・維持管理等をしながら、当該設備により発電した電力を当該住宅に居住する個人に供給する契約をいう。

(7) リース

省エネ・再エネ活用設備の所有者である貸主が、当該設備の借主である個人に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該設備を使用収益する権利を与え、借主は、当事者間で合意した当該設備の使用料を貸主に支払う契約をいう。

(8) 認定事業者

埼玉県省エネ・再エネ活用設備あんしん事業者認定制度実施要領（以下「実施要領」という。）第5条第1項に規定する認定を受けている者をいう。

(9) PPA認定事業者、リース認定事業者

認定事業者のうち、省エネ・再エネ活用設備の設置をPPA又はリースにより行う者をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱に基づく補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれにも該当する個人とする。

(1) 埼玉県内の自ら居住する既存住宅又はその敷地内に、知事が定める日以降に認定事業者と締結した契約により、次条に定める省エネ・再エネ活用設備（以下「補助対象設備」という。）を設置する者。

- (2) 埼玉県暴力団排除条例（平成 23 年埼玉県条例第 39 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者ではないこと。
- 2 補助対象設備の設置に係る契約の日において実施要領第 5 条第 1 項に定める認定を受けていない者との契約であっても、第 7 条に定める交付申請の日までの間に当該認定を受けた事業者との契約については、前項第 1 号及び次条第 1 項の認定事業者との契約とみなす。
- 3 PPA により補助対象設備を設置する場合には、第 1 項の規定に関わらず、埼玉県内の自ら居住する既存住宅又はその敷地内に同項第 1 号に定める設備を設置する者（同項第 2 号を満たす者に限る。次項において同じ。）と PPA 認定事業者が共同で補助事業を行うものとし、PPA 認定事業者に補助金を交付するものとする。
- 4 リースにより補助対象設備を設置する場合には、第 1 項の規定に関わらず、埼玉県内の自ら居住する既存住宅又はその敷地内に同項第 1 号に定める設備を設置する者とリース認定事業者が共同で補助事業を行うものとし、リース認定事業者に補助金を交付するものとする。
- 5 当該住宅において、申請する補助対象設備について、この要綱による補助金又は埼玉県の他の補助金の交付を受けたことがある、若しくは受けようとする場合は、補助申請を行うことができない。また、この要綱による補助金又は埼玉県の他の補助金のほか、国庫補助金が原資となる他の補助金等（埼玉県以外が実施主体となるものを含む。）を受けたことがある、若しくは受けようとする場合は、補助申請を行うことができない。
- 6 補助対象者（第 3 項及び第 4 項の規定により設備を設置する者を含む。以下同じ。）以外の所有者が存在する住宅に補助対象設備を設置する場合は、補助対象者を除く全ての所有者から当該補助対象設備の設置に係る承諾が得られたものでなければならない。

（補助事業）

第 4 条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、認定事業者との契約により、埼玉県内の自ら居住する既存住宅又はその敷地内に、別表 1 に掲げる要件を満たす次のいずれかの補助対象設備を新たに設置する事業とする。

(1) 太陽光発電設備（蓄電池と同時に設置するものに限る）

(2) 太陽熱利用システム（強制循環型）

- 2 認定事業者との契約（第 3 条第 2 項の規定により認定事業者との契約とみなされるものを含む。）の日から、第 7 条の申請の日までの間において、実施要領第 13 条第 2 項又は第 3 項に基づき当該事業者の認定が取り消された場合、当該認定が取り消された事業者との契約に基づく事業は、前項に規定する補助事業とみなす。

（補助対象経費）

第 5 条 補助の対象となる経費は、別表 2 に定める補助対象機器の購入に要する費用とする。

- 2 前項の経費の算出に当たっては、次の金額を控除するものとする。

(1) 市町村等の補助金を受ける場合は、当該補助金のうち、補助対象経費に係る補助額

(2) 消費税及び地方消費税相当額

（補助金の額）

第 6 条 県が交付する補助金の額は、別表 3 に定める額とする。ただし、前条に定める額を限度とする。

- 2 前項に定める補助金の額に 1 万円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（交付申請）

第 7 条 補助金の交付を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、交付申請書（様式第 1 号、様式第 1－2 号又は様式第 1－3 号）に別表 4 に掲げる書類を添付し、所定の期日までに知事に提出しなければならない。

（交付決定）

第8条 知事は、前条に定める交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付決定を行い、交付決定通知書（様式第2号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項の交付決定通知に際して必要な条件を付することができる。

3 知事は、補助金を交付しないことを決定した場合、不交付決定通知書（様式第2-2号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

（補助事業の着手及び遂行）

第9条 申請者は、前条に定める交付決定を受けた後に補助事業に着手するとともに、補助事業を誠実に実施しなければならない。

2 前項に定める補助事業の着手は、設置工事の着工とする。

（補助事業の変更等）

第10条 交付決定を受けた者は、補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を速やかに知事に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる軽微な変更にあつては、この限りではない。

（1）第6条に定める補助金の額に変更が生じないもの

（2）変更内容が交付目的に反せず、かつ大幅な変更でないもの

（申請者の変更）

第11条 申請者の死亡により補助事業を遂行することができない場合であつて、相続により申請者の地位を承継することが適当であると認められる相続人又は法定相続人であつて申請者の地位を承継することが適当であると認められる者（以下「相続人等」という。）が、申請者の地位の承継について知事の承認を得ようとする場合は、申請者の変更承認申請書（様式第3-2号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、補助対象設備の設置完了後に提出するものとする。

3 第1項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

（1）申請者の戸籍謄本

（2）相続人等の住民票の写し

（3）その他知事が必要と認めるもの

（変更等の承認）

第12条 知事は、前二条の変更等の申請があつたときは、その内容を審査し、承認すべきものと認めるときは、当該変更等の承認を決定し、変更（中止・廃止）承認通知書（様式第4号）により、速やかに申請者又は相続人等に通知するものとする。

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

3 知事は、承認しないことを決定した場合、変更（中止・廃止）不承認通知書（様式第4-2号）により、速やかに申請者又は相続人等に通知するものとする。

（実績報告）

第13条 補助対象者（第3条第3項及び第4項の規定により共同で補助事業を行うものを含む。）（以下「補助対象者等」という。）は、交付決定を受けた補助事業を完了したときは、補助事業が完了（補助事業の中止又は廃止の場合を含む。）した日から起算して30日が経過する日（特段の事情がある場合を除く。）又は知事の定める日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第5号、様式第5-2号又は様式第5-3号）に別表5に掲げる書類を添付し、知事に提出しなければならない。

2 前項に定める補助事業の完了は、次の各号のとおりとする。

（1）購入による場合は、設備の設置工事の完了及び補助対象経費の全額支出の完了

（2）PPA又はリースの場合は、設備の設置工事の完了

(補助金交付額の確定)

第14条 知事は、交付額を確定したときは、補助金交付額確定通知書（様式第6号）により通知するとともに、確定した額の補助金を交付するものとする。

(書類の整備等)

第15条 補助対象者等は、補助事業等に係る収入及び支出等についての証拠書類及び第4条第1項第1号に規定する太陽光発電設備を設置する場合は、当該設備による発電量及びそのうちの自家消費量又は売電量が分かる資料を整備保管しておかなければならない。

2 前項に定める証拠書類は、当該補助事業等の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(取得財産の管理)

第16条 補助対象者等は、補助金の交付を受けて取得した補助対象設備（以下「取得財産」という。）を、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

(財産処分の制限)

第17条 補助対象者等は、別表6に定める財産処分制限期間内において、取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊す（廃棄を含む）こと等（以下「処分」という。）を行うときは、あらかじめ知事に財産処分承認申請書（様式第7号）を提出し、知事の承認を得なければならない。

2 補助対象者等が前項の規定により取得財産を処分したときは、知事は、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができる。

(立入検査等)

第18条 知事は、補助事業に関し必要があると認めるときは、補助対象者等に対して報告させ、調査若しくは検査に立ち合わせ、又は職員にその住宅等に立ち入らせ帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(自家消費率の報告)

第19条 補助対象者等（太陽光発電設備を設置する者に限る。）は、本事業により設置する設備による発電量及び自家消費量を、知事からの求めに応じて報告するものとする。

(交付決定の取消)

第20条 知事は、補助対象者等が本要綱又は法令等に反する場合は、交付決定を取り消すことができる。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年12月9日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月3日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成30年6月26日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の住宅用省エネ設備導入支援事業補助金交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月9日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和4年7月8日から施行する。
- 2 改正後の別表、様式第1号、様式第1－2号、様式第4号、様式第6号及び様式第6－2号の規定は、この要綱の施行の日以後に受理する補助金の交付の申請から適用し、同日前に受理した補助金の交付の申請については、なお従前の例による。

附則

この要綱は、令和5年5月29日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表1 補助事業の要件 ([第4条](#)関係)

補助対象設備	要件
太陽光発電設備	次の要件を満たすこと。 ア 未使用のものであること。 イ 一般財団法人電気安全環境研究所（JET）の認証等を受けているものであること。 ウ 停電時においても電力供給を継続する機能を有していること エ 発電出力（太陽電池の最大出力（システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力をいう。）の合計値又はパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い方の値）が10キロワット未満のもの。 オ 次の各号に定める要件を満たす蓄電池と同時に設置し、一体的に使用するものであること。 （ア）未使用のものであること。 （イ）国の補助事業における補助対象設備として一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）により登録されたものであること。 カ 本設備によって得られる環境価値のうち、自家消費を行った電力量に紐付く環境価値を補助対象者に帰属させるものであること。 キ 別表6に定める財産処分制限期間を経過するまでの間、温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わないこと。 ク 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく固定価格買取制度（以下「FIT」という。）の認定又は FIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと。 ケ 電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないこと。 コ 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること（ただし、専ら FIT の認定を受けた者に対するものを除く。） サ 本事業により設置する太陽光発電設備で発電する電力量の30%以上を自家消費すること。 シ 発電量を計測する機器を備えること。 ス 補助対象経費が補助金の額以上であること。 セ 系統連系を行い使用するものであること。
太陽熱利用システム （強制循環型）	次の要件を満たすこと。 ア 未使用のものであること。 イ 太陽集熱器は、J I S 4 1 1 2 で規定する太陽集熱器の性能と同等以上の性能を有するものであること。
共通（P P Aにより 設置する設備）	ア P P A認定事業者は、交付された補助金額相当分をP P A料金から控除すること。 イ P P Aの期間は、別表6に定める財産処分制限期間以上とすること。P P Aの期間が財産処分制限期間未満である場合は、P P Aの期間満了後、補助対象者が補助対象設備を継続的に使用することを担保すること。 ウ P P A料金から補助金額相当分が控除されていること及び本事業により設置した設備等について財産処分制限期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。
共通（リースにより 設置する設備）	ア リース認定事業者は、交付された補助金額相当分をリース料金から控除すること。 イ リースの期間は、別表6に定める財産処分制限期間以上とすること。リースの期間が財産処分制限期間未満である場合は、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、財産処分制限期間満了まで継続的に使用することを担保すること。 ウ リース料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により設置した設備等について財産処分制限期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。

別表2 補助対象機器（第5条関係）

補助対象設備	補助対象機器
太陽光発電設備	太陽光発電モジュール、パワーコンディショナー
太陽熱利用システム（強制循環型）	太陽熱利用システム機器

別表3 補助額（第6条関係）

補助対象設備	補助額
太陽光発電設備	7万円/kW(上限35万円) ※発電出力は太陽電池の最大出力（システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力をいう。）の合計値又はパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い方の値とし、小数点以下は切り捨てる。
太陽熱利用システム（強制循環型）	補助対象経費の2/3（上限20万円）

別表4 交付申請書の添付書類（第7条関係）

1	補助事業に係る契約書の写し又はこれに代わるもの（P P A及びリースの場合を除く）
2	補助対象設備ごとの経費内訳書等の写し（P P A及びリースの場合を除く）
3	申請者の住民票の写し
4	補助対象設備を設置する住宅に係る次のいずれかの書類 ア 固定資産税に係る「公課証明書」の写し又は「評価証明書」の写し イ 建物に係る「登記事項証明書（登記簿謄本）」の写し
5	暴力団排除に関する誓約事項（第3条第1項第2号関係、様式第1－4号）
6	（第4条第1項第1号の太陽光発電設備を設置する場合） 太陽光発電設備と同時に設置する蓄電池に係る契約書の写し又はこれに代わるもの
7	（第4条第1項第1号の太陽熱利用システムを設置する場合） 太陽集熱器が、J I S 4 1 1 2 で規定する太陽集熱器の性能と同等以上の性能を有するものであることを確認できる書類
8	（P P A又はリースにより補助対象設備を設置する場合） （1）契約書（案）の写し （2）P P A料金計算書又はリース計算書の写し （3）補助対象設備ごとの経費内訳が分かる見積書等の写し
9	その他知事が必要と認めるもの

別表5 実績報告書の添付書類（第13条関係）

1	補助対象設備を設置した住宅の全景写真
2	補助対象設備の設置が確認できる写真
3	補助対象設備の設置に係る領収書の写し
4	実績報告書（様式第5号、様式第5－2号又は様式第5－3号）に記載した補助金の振込先口座が確認できる書類
5	補助事業に係る変更契約書の写し又はこれに代わるもの（契約額に変更があった場合）
6	（第4条第1項第1号の太陽光発電設備を設置した場合） 太陽光発電設備と同時に設置した蓄電池が確認できる写真
7	（P P A又はリースにより補助対象設備を設置した場合） （1）補助対象設備の設置が完了したことを確認できる書類 （2）補助対象設備のP P A又はリースに係る契約書の写し又はこれに代わるもの （3）補助対象設備ごとの経費内訳書等の写し
8	その他知事が必要と認めるもの

別表6 財産処分制限期間 ([第17条](#)関係)

補助対象設備の種類	年数
太陽光発電設備	17年
太陽熱利用システム（強制循環型）	15年

令和 年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

家庭における省エネ・再エネ活用設備導入補助金交付申請書

家庭における省エネ・再エネ活用設備導入補助金の交付を受けたいので、家庭における省エネ・再エネ活用設備導入補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

(申請者)

住 所		
フリガナ		
氏 名		
電話番号		
緊急連絡先		
メールアドレス		

【誓約事項】

交付決定後の着工など、補助条件や申請書の記載内容について、理解した上で申請します。
本補助金にかかる補助条件、規則及び要綱の内容を財産処分制限期間が経過するまで遵守します。
申請書に添付した、建物の所有を証する書類は、対象設備を導入する住宅にかかる書類に相違ありません。
申請対象設備と同種の設備について過去に埼玉県から補助金の交付を受けていません。
【申請者以外に建物所有者がいる方のみ】 建物の所有者全員から財産処分制限期間内における善良な管理義務を果たすことを条件に、対象設備を導入することについて同意を得ています。
申請対象設備について国の補助金の交付は受けておらず、今後受ける予定もありません。
県が実施する補助対象設備の使用状況に関する調査やアンケートに協力します。

上記を誓約し、内容に間違いがないことを確認した上で申請します。

(契約事業者等連絡先) ※契約事業者等が連絡先となる場合に記入してください。

会社名		営業所名	
担当者名			
電話番号			
緊急連絡先			

1. 事業着手・完了予定日 ※ 補助金の交付決定前に工事に着手した場合、補助対象になりません。

着工予定日	令和	年	月	日
完了予定日	令和	年	月	日

2. 導入設備

--

太陽光発電設備と 同時に設置する蓄電池	メーカー名	
	SII登録パッケージ型番	

3. 設備の概要及び補助対象経費

ア 総契約額(税込) 円

イ 内訳 ※補助金申請を行うもののみ記入してください。

1) 太陽光発電設備		認定事業者	番号		事業者名	
					取扱支店名等	
公称最大出力と使用枚数	メーカー名					
	モジュール型名1		W	×	枚	= W
	モジュール型名2		W	×	枚	= W
	モジュール型名3		W	×	枚	= W
	モジュール型名4		W	×	枚	= W
モジュールの使用枚数の合計と公称最大出力の合計				枚 W		
太陽電池の最大出力の合計(A) (小数点以下切り捨て)		kW	⇒	(A)または(B)のいずれか低い方 (C) kW		
パワーコンディショナーの定格出力の合計(B) (小数点以下切り捨て)		kW				
停電時において電力供給を継続する機能の有無			発電量を計測する機器の有無			
家庭における年間電気使用量		年間発電量(見込み)		年間の自家消費量(見込み)		
kWh		kWh		kWh		
①太陽光発電設備購入に係る金額(税抜)		②市町村等補助金額		①-②補助対象経費		
円		円		円		
2) 太陽熱利用システム		認定事業者	番号		事業者名	
					取扱支店名等	
メーカー名			型式			
①太陽熱利用システム購入に係る金額(税抜)		②市町村等補助金額		①-②補助対象経費(D)		
円		円		円		

4. 補助金交付申請額

太陽光発電設備 7万円/kW(1万円未満切り捨て、補助対象経費以下の金額で上限35万円)

太陽熱利用システム 補助対象経費の2/3
(1万円未満切り捨て、補助対象経費以下の金額で上限20万円)

太陽光発電設備	(C) × 7万円 ※補助対象経費以下 ※上限35万円	万円
---------	-----------------------------------	----

太陽熱利用システム	(D) × 2/3 ※補助対象経費以下 ※上限20万円	万円
-----------	-----------------------------------	----

合 計	万円
-----	----

個人情報に関する事項
本申請書により得られた個人情報は、家庭における省エネ・再エネ活用設備導入補助金の交付に関わる目的以外に使用することはいたしません。

令和 年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

家庭における省エネ・再エネ活用設備導入補助金共同交付申請書
(リースによる事業実施)

家庭における省エネ・再エネ活用設備導入補助金の交付を受けたいので、家庭における省エネ・再エネ活用設備導入補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

(申請者)※個人

住 所	〒	
フリガナ		
氏 名		
電話番号		
緊急連絡先		
メールアドレス		

【誓約事項】

交付決定後の着工など、補助条件や申請書の記載内容について、理解した上で申請します。
本補助金にかかる補助条件、規則及び要綱の内容を財産処分制限期間が経過するまで遵守します。
申請書に添付した、建物の所有を証する書類は、対象設備を導入する住宅にかかる書類に相違ありません。
申請対象設備と同種の設備について過去に埼玉県から補助金の交付を受けていません。
【申請者以外に建物所有者がいる方のみ】
建物の所有者全員から財産処分制限期間内における善良な管理義務を果たすことを条件に、対象設備を導入することについて同意を得ています。
申請対象設備について国の補助金の交付は受けておらず、今後受ける予定もありません。
県が実施する補助対象設備の使用状況に関する調査やアンケートに協力します。
上記を誓約し、内容に間違いがないことを確認した上で申請します。

(共同申請者)※リース事業者

所在地	〒	
フリガナ		
法人名称		
代表者職・氏名		
担当者名		
電話番号		
緊急連絡先		

【確認事項】

交付決定後の着工など、補助条件や申請書の記載内容について、申請者に説明しました。	
本補助金にかかる補助条件、規則及び要綱の内容を財産処分制限期間が経過するまで遵守します。	

1. 事業着手・完了予定日

※ 補助金の交付決定前に工事に着手した場合、補助対象になりません。

着工予定日	令和	年	月	日
完了予定日	令和	年	月	日

2. 導入設備

太陽光発電設備と 同時に設置する蓄電池	メーカー名	
	SII登録パッケージ型番	

3. 設備の概要及び補助対象経費

ア 総契約額(税込) 円

イ 内訳 ※補助金申請を行うもののみ記入してください。

1) 太陽光発電設備		認定事業者	番号	事業者名			
				取扱支店名等			
公称最大出力と使用枚数の	メーカー名						
	モジュール型名1		W	×	枚	=	W
	モジュール型名2		W	×	枚	=	W
	モジュール型名3		W	×	枚	=	W
	モジュール型名4		W	×	枚	=	W
モジュールの使用枚数の合計と公称最大出力の合計					枚	W	
太陽電池の最大出力の合計(A) (小数点以下切り捨て)		kW	⇒	(A)または(B)のいずれか低い方 (C)		kW	
パワーコンディショナーの定格出力の合計(B) (小数点以下切り捨て)		kW					
停電時において電力供給を継続する機能の有無				発電量を計測する機器の有無			
家庭における年間電気使用量		年間発電量(見込み)		年間の自家消費量(見込み)			
kWh		kWh		kWh			
①太陽光発電設備購入に係る金額(税抜)		②市町村等補助金額		①-②補助対象経費			
円		円		円			
2) 太陽熱利用システム		認定事業者	番号	事業者名			
				取扱支店名等			
メーカー名		型式					
①太陽熱利用システム購入に係る金額(税抜)		②市町村等補助金額		①-②補助対象経費(D)			
円		円		円			

4. リースで設置する設備の補助対象経費内訳

設備1			
契約額(税抜)		円	
補助金適用後の金額		補助金適用前の金額	
補助金申請額(合計)	円	補助金申請額(合計)	なし
国	円	国	なし
県	円	県	なし
市町村等	円	市町村等	なし
補助金適用後の経費合計(税抜)	円	補助金適用前の経費合計(税抜)	円
保険料・諸税等	円	保険料・諸税等	円
リース対象元本	円	リース対象元本	円
金利(%)	%	金利(%)	%
金利(金額)	円	金利(金額)	円
リース料(合計)	円	リース料(合計)	円

※ 補助金適用後の金額のリース料(合計)が、リース契約書に記載される金額と同じになるように記入してください。

設備2			
契約額(税抜)		円	
補助金適用後の金額		補助金適用前の金額	
補助金申請額(合計)	円	補助金申請額(合計)	なし
国	円	国	なし
県	円	県	なし
市町村等	円	市町村等	なし
補助金適用後の経費合計(税抜)	円	補助対象経費合計(税抜)	円
保険料・諸税等	円	保険料・諸税等	円
リース対象元本	円	リース対象元本	円
金利(%)	%	金利(%)	%
金利(金額)	円	金利(金額)	円
リース料(合計)	円	リース料(合計)	円

※ 補助金適用後の金額のリース料(合計)が、リース契約書に記載される金額と同じになるように記入してください。

5. 補助金交付申請額

太陽光発電設備 7万円/kW(1万円未満切り捨て、補助対象経費以下の金額で上限35万円)

太陽熱利用システム 補助対象経費の2/3
(1万円未満切り捨て、補助対象経費以下の金額で上限20万円)

太陽光発電設備	(C) × 7万円 ※補助対象経費以下 ※上限35万円	万円
太陽熱利用システム	(D) × 2/3 ※補助対象経費以下 ※上限20万円	万円

合計

申請者 (個人)	万円	共同申請者 (リース事業者)	万円
-------------	----	-------------------	----

個人情報に関する事項

本申請書により得られた個人情報は、家庭における省エネ・再エネ活用設備導入補助金の交付に関わる目的以外に使用することはいたしません。

令和 年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

家庭における省エネ・再エネ活用設備導入補助金共同交付申請書
(PPAによる事業実施)

家庭における省エネ・再エネ活用設備導入補助金の交付を受けたいので、家庭における省エネ・再エネ活用設備導入補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

(申請者)※個人

住 所	〒	
フリガナ		
氏 名		
電話番号		
緊急連絡先		
メールアドレス		

【誓約事項】

交付決定後の着工など、補助条件や申請書の記載内容について、理解した上で申請します。
本補助金にかかる補助条件、規則及び要綱の内容を財産処分制限期間が経過するまで遵守します。
申請書に添付した、建物の所有を証する書類は、対象設備を導入する住宅にかかる書類に相違ありません。
申請対象設備と同種の設備について過去に埼玉県から補助金の交付を受けていません。
【申請者以外に建物所有者がいる方のみ】 建物の所有者全員から財産処分制限期間内における善良な管理義務を果たすことを条件に、対象設備を導入することについて同意を得ています。
申請対象設備について国の補助金の交付は受けておらず、今後受ける予定もありません。
県が実施する補助対象設備の使用状況に関する調査やアンケートに協力します。
上記を誓約し、内容に間違いがないことを確認した上で申請します。

(共同申請者)※PPA事業者

所在地	〒	
フリガナ		
法人名称		
代表者職・氏名		
担当者名		
電話番号		
緊急連絡先		

【確認事項】

交付決定後の着工など、補助条件や申請書の記載内容について、申請者に説明しました。	
本補助金にかかる補助条件、規則及び要綱の内容を財産処分制限期間が経過するまで遵守します。	

1. 事業着手・完了予定日 ※ 補助金の交付決定前に工事に着手した場合、補助対象になりません。

着工予定日	令和	年	月	日
完了予定日	令和	年	月	日

2. 導入設備

太陽光発電設備と 同時に設置する蓄電池	メーカー名	
	SII登録パッケージ型番	

3. 設備の概要及び補助対象経費

ア 総契約額(税込) 円

イ 内訳 ※補助金申請を行うもののみ記入してください。

1) 太陽光発電設備		認定事業者	番号		事業者名	
					取扱支店名等	
公称最大出力と使用枚数	メーカー名					
	モジュール型名1		W	×	枚	= W
	モジュール型名2		W	×	枚	= W
	モジュール型名3		W	×	枚	= W
	モジュール型名4		W	×	枚	= W
モジュールの使用枚数の合計と公称最大出力の合計				枚		W
太陽電池の最大出力の合計(A) (小数点以下切り捨て)		kW	⇒	(A)または(B)のいずれか低い方 (C)		kW
パワーコンディショナーの定格出力の合計(B) (小数点以下切り捨て)		kW				
停電時において電力供給を継続する機能の有無			発電量を計測する機器の有無			
家庭における年間電気使用量		年間発電量(見込み)		年間の自家消費量(見込み)		
kWh		kWh		kWh		
①太陽光発電設備購入に係る金額(税抜)		②市町村等補助金額		①-②補助対象経費		
円		円		円		
2) 太陽熱利用システム		認定事業者	番号		事業者名	
					取扱支店名等	
メーカー名				型式		
①太陽熱利用システム購入に係る金額(税抜)		②市町村等補助金額		①-②補助対象経費(D)		
円		円		円		

4. PPAで設置する設備の補助対象経費内訳

設備1			
契約額(税抜)		円	
補助金適用後の金額		補助金適用前の金額	
補助金申請額(合計)	円	補助金申請額(合計)	なし
国	円	国	なし
県	円	県	なし
市町村等	円	市町村等	なし
補助金適用後の経費合計(税抜)	円	補助金適用前の経費合計(税抜)	円
サービス料金(月額・見込み)	円	サービス料金(月額・見込み)	円
サービス料金(合計・見込み)	円	サービス料金(合計・見込み)	円
サービス料金から交付金額相当分を控除する方法			

設備2			
契約額(税抜)		円	
補助金適用後の金額		補助金適用前の金額	
補助金申請額(合計)	円	補助金申請額(合計)	なし
国	円	国	なし
県	円	県	なし
市町村等	円	市町村等	なし
補助金適用後の経費合計(税抜)	円	補助対象経費合計(税抜)	円
サービス料金(月額・見込み)	円	サービス料金(月額・見込み)	円
サービス料金(合計・見込み)	円	サービス料金(合計・見込み)	円
サービス料金から交付金額相当分を控除する方法			

5. 補助金交付申請額

太陽光発電設備 7万円/kW(1万円未満切り捨て、補助対象経費以下の金額で上限35万円)

太陽熱利用システム 補助対象経費の2/3
(1万円未満切り捨て、補助対象経費以下の金額で上限20万円)

太陽光発電設備	(C) × 7万円 ※補助対象経費以下 ※上限35万円	万円
太陽熱利用システム	(D) × 2/3 ※補助対象経費以下 ※上限20万円	万円

合計

申請者 (個人)	万円	共同申請者 (PPA事業者)	万円
-------------	----	-------------------	----

個人情報に関する事項

本申請書により得られた個人情報は、家庭における省エネ・再エネ活用設備導入補助金の交付に関わる目的以外に使用することはいたしません。

暴力団排除に関する誓約事項

申請者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- （１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成 23 年埼玉県条例第 39 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- （２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- （３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- （４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- （５）補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（１）から（４）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- （６）補助事業を実施するに当たり、法人等が、（１）から（４）までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（５）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。

申請者（個人）

住 所：

氏 名：

共同申請者（リース事業者又は P P A 事業者）

所在地：

法人の名称：

代表者氏名：

第 号
年 月 日

申請者 様

埼玉県知事 （公印省略）

家庭における省エネ・再エネ活用設備導入補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった家庭における省エネ・再エネ活用設備導入補助金については、家庭における省エネ・再エネ活用設備導入補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 交付決定番号

2 補助対象事業の内容

申請があった家庭における省エネ・再エネ活用設備導入補助金交付申請書に記載のとおり

3 補助金の額 金 円

4 条件

- （1）補助事業等に要する経費の配分又は補助事業等の内容の変更（家庭における省エネ・再エネ活用設備導入補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第10条第2項で定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、知事の承認を受けること。
- （2）補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- （3）補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- （4）県が次年度行うアンケートへの協力に努めること。

5 その他留意事項

- （1）補助対象事業の実施に当たっては、規則及び要綱を遵守すること。
- （2）実績報告時に交付決定番号を使用するため、当決定通知書は大切に保管すること。
- （3）補助対象事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、知事の承認を受けること。
- （4）補助事業の完了（設備の設置工事の完了及び補助対象経費の全額支出の完了）から30日以内又は令和8年2月27日（金）のいずれか早い期日までに実績報告書を提出すること。

様式第2－2号（第8条関係）

第 号
年 月 日

申請者 様

埼玉県知事 （公印省略）

家庭における省エネ・再エネ活用設備導入補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった家庭における省エネ・再エネ活用設備導入補助金については、下記の理由により補助しないことを決定しましたので、家庭における省エネ・再エネ活用設備導入補助金交付要綱第8条第3項の規定により通知します。

記

1 理 由

交付決定番号 (県使用)			-					(交付決定番号を記入)
-----------------	--	--	---	--	--	--	--	-------------

令和 年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

家庭における省エネ・再エネ活用設備導入支援事業 **変更(中止・廃止)承認** 申請書

令和 年 月 日付け エネ環 第 号により補助金交付の決定を受けた事業について下記のとおり(変更・中止・廃止)をしたいので、家庭における省エネ・再エネ活用設備導入補助金交付要綱第10条第1項の規定により申請します。

(申請者)

住 所	〒
フリガナ	
氏 名	
電話番号	
緊急連絡先	
メールアドレス	

(契約事業者等連絡先) ※契約事業者等が連絡先となる場合に記入してください。

会社名		営業所名	
担当者名			
電話番号			
緊急連絡先			

記

1. 変更・中止の区分

☐ 事業内容の変更	☐ 次年度以降への工事延期	☐ 事業中止
((変更・中止・廃止)理由について具体的に記入して下さい。)		

【以下は、変更の場合のみ記入してください。】

2. 変更後の事業完了日

	変更後							変更前						
事業完了日	令和		年		月		日	令和		年		月		日

3. 変更後の導入設備

太陽光発電設備と 同時に設置する蓄電池	メーカー名	
	SII登録パッケージ型番	

4. 変更後の設備の概要及び補助対象経費

ア 総契約額(税込) 円

イ 内訳 ※補助金申請を行うもののみ記入してください。

1) 太陽光発電設備		認定事業者	番号		事業者名	
					取扱支店名等	
公称最大出力と使用枚数の 太陽電池モジュールの	メーカー名					
	モジュール型名1		W	×	枚	= W
	モジュール型名2		W	×	枚	= W
	モジュール型名3		W	×	枚	= W
	モジュール型名4		W	×	枚	= W
モジュールの使用枚数の合計と公称最大出力の合計						枚 W
太陽電池の最大出力の合計(A) (小数点以下切り捨て)		kW	⇒	(A)または(B)のいずれか低い方 (C)		kW
パワーコンディショナーの定格出力の合計(B) (小数点以下切り捨て)		kW				
停電時において電力供給を継続する 機能の有無			発電量を計測する機器の有無			
家庭における年間電気使用量		年間発電量(見込み)		年間の自家消費量(見込み)		
kWh		kWh		kWh		
①太陽光発電設備購入に係る金額(税抜)		②市町村等補助金額		①-②補助対象経費		
円		円		円		
2) 太陽熱利用システム		認定事業者	番号		事業者名	
					取扱支店名等	
メーカー名				型式		
①太陽熱利用システム購入に係る金額(税抜)		②市町村等補助金額		①-②補助対象経費(D)		
円		円		円		

5. 変更後の補助金交付申請額(交付決定額を上回ることはできません。)

太陽光発電設備 7万円/kW(1万円未満切り捨て、補助対象経費以下の金額で上限35万円)

太陽熱利用システム 補助対象経費の2/3
(1万円未満切り捨て、補助対象経費以下の金額で上限20万円)

太陽光発電設備	(C) × 7万円 ※補助対象経費以下 ※上限35万円	万円
太陽熱利用システム	(D) × 2/3 ※補助対象経費以下 ※上限20万円	万円

合 計	万円
-----	----------------

個人情報に関する事項

本申請書により得られた個人情報は、家庭における省エネ・再エネ活用設備導入補助金の交付に関わる目的以外に使用することはいたしません。

交付決定番号 (県使用)		
-----------------	--	--

--	--	--	--

(交付決定番号を記入)

令和 年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

家庭における省エネ・再エネ活用設備導入事業申請者の変更承認申請書

令和 年 月 日付け エネ環 第 号により補助金交付の決定を受けた事業について下記のとおり申請者の変更をしたいので、家庭における省エネ・再エネ活用設備導入補助金交付要綱第11条の規定により申請します。

(相続人等)

住 所	〒	
フリガナ		
氏 名		
電話番号		
緊急連絡先		
メールアドレス		

(契約事業者等連絡先) ※契約事業者等が連絡先となる場合に記入してください。

会社名		営業所名	
担当者名			
電話番号			
緊急連絡先			

【誓約事項】

補助条件や申請者が申請した申請書の記載内容について、理解した上で申請します。
本補助金にかかる補助条件、規則及び要綱の内容を財産処分制限期間が経過するまで遵守します。

上記を誓約し、内容に間違いがないことを確認した上で申請します。

記

○ 申請者(交付決定を受けた者)に係る事項

申請者 フリガナ	
申請者 氏名	
設備の設置住所	
相続人等との関係	
(申請者の変更を申請する経緯・理由)	

様式第4号（第12条関係）

第 号
年 月 日

申請者 様

埼玉県知事 （公印省略）

家庭における省エネ・再エネ活用設備導入支援事業変更（中止・廃止）承認通知書

年 月 日付けで申請のあった家庭における省エネ・再エネ活用設備導入支援事業変更（中止・廃止）については、下記のとおり承認しましたので、家庭における省エネ・再エネ活用設備導入補助金交付要綱第12条第1項の規定により通知します。

記

1 承認・不承認の別	承認します
2 交付決定変更の内容	
3 条件	
4 備考	

様式第4－2号（第12条関係）

第 号
年 月 日

申請者 様

埼玉県知事 （公印省略）

家庭における省エネ・再エネ活用設備導入支援事業変更（中止・廃止）不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった家庭における省エネ・再エネ活用設備導入支援事業変更（中止・廃止）については、下記のとおり承認しませんので、家庭における省エネ・再エネ活用設備導入補助金交付要綱第12条第3項の規定により通知します。

記

1 承認・不承認の別	承認しません
2 備考	

交付決定番号			-					(交付決定番号を記入)
--------	--	--	---	--	--	--	--	-------------

令和 年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

家庭における省エネ・再エネ活用設備導入補助金実績報告書

家庭における省エネ・再エネ活用設備導入補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり報告します。

(申請者)

住 所	〒	
フリガナ		
氏 名		
電話番号		
緊急連絡先		
メールアドレス		

【誓約事項】

記載の内容について、全て確認した上で提出します。
設備導入後も家庭での省エネに努めます。
次年度に県が実施する電気使用量などに関するアンケートに協力します。
上記を誓約し、内容に間違いがないことを確認した上で申請します。

(契約事業者等連絡先) ※契約事業者等が連絡先となる場合に記入してください。

会社名		営業所名	
担当者名			
電話番号			
緊急連絡先			

1. 補助金の振込先

金融機関名 (漢字)		金融機関 コード								
支店名 (漢字)		支店 コード								
口座種別	普通口座	口座番号 (7桁)	<table border="1"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>							
口座名義 (カタカナ)										

※申請者本人の口座名義を記入してください。

※ 上記金融機関名・支店名・口座番号・口座名義人(カナ表記)を確認できる通帳の写しなどを提出してください。

2. 事業着手・完了日 ※ 補助金の交付決定前に工事に着手した場合、補助対象になりません。

事業着手日	令和		年		月		日
工事完了日	令和		年		月		日
事業完了日	令和		年		月		日

3. 補助金交付申請額

合 計	万円
-----	----

※ 複数の対象設備を選択する場合には、補助金の合算額を記入してください。

【導入設備に変更があった場合は、変更事項を以下に記入してください。】

4. 導入設備

--	--

太陽光発電設備と 同時に設置する蓄電池	メーカー名	
	SII登録パッケージ型番	

5. 設備の概要及び補助対象経費

ア 総契約額(税込) 円

イ 内訳 ※補助金申請を行うもののみ記入してください。

1) 太陽光発電設備		認定事業者	番号		事業者名	
					取扱支店名等	
公称最大出力と使用枚数の 太陽電池モジュールの	メーカー名					
	モジュール型名1		W	×	枚	= W
	モジュール型名2		W	×	枚	= W
	モジュール型名3		W	×	枚	= W
	モジュール型名4		W	×	枚	= W
モジュールの使用枚数の合計と公称最大出力の合計						枚 W
太陽電池の最大出力の合計(A) (小数点以下切り捨て)		kW	⇒	(A)または(B)のいずれか低い方 (C)		kW
パワーコンディショナーの定格出力の合計(B) (小数点以下切り捨て)		kW				
停電時において電力供給を継続する 機能の有無			発電量を計測する機器の有無			
家庭における年間電気使用量		年間発電量(見込み)		年間の自家消費量(見込み)		
kWh		kWh		kWh		
①太陽光発電設備購入に係る金額(税抜)		②市町村等補助金額		①－②補助対象経費		
円		円		円		
2) 太陽熱利用システム		認定事業者	番号		事業者名	
					取扱支店名等	
メーカー名		型式				
①太陽熱利用システム購入に係る金額(税抜)		②市町村等補助金額		①－②補助対象経費(D)		
円		円		円		

6. 補助金交付申請額(交付決定額を上回ることはできません。)

太陽光発電設備 7万円/kW(1万円未満切り捨て、補助対象経費以下の金額で上限35万円)

太陽熱利用システム 補助対象経費の2/3
(1万円未満切り捨て、補助対象経費以下の金額で上限20万円)

太陽光発電設備	(C) × 7万円 ※補助対象経費以下 ※上限35万円	万円
---------	-----------------------------------	-------------------------

太陽熱利用システム	(D) × 2/3 ※補助対象経費以下 ※上限20万円	万円
-----------	-----------------------------------	-------------------------

合 計	万円
-----	-------------------------

個人情報に関する事項

本申請書により得られた個人情報は、家庭における省エネ・再エネ活用設備導入補助金の交付に関わる目的以外に使用することはいたしません。

交付決定番号			-					(交付決定番号を記入)
--------	--	--	---	--	--	--	--	-------------

令和 年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

家庭における省エネ・再エネ活用設備導入補助金実績報告書
(リースによる事業実施)

家庭における省エネ・再エネ活用設備導入補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり報告します。

(申請者)※個人

住 所			
フリガナ			
氏 名			
電話番号			
緊急連絡先			
メールアドレス			

【誓約事項】

記載の内容について、全て確認した上で提出します。
設備導入後も家庭での省エネに努めます。
次年度に県が実施する電気使用量などに関するアンケートに協力します。
☐ 上記を誓約し、内容に間違いがないことを確認した上で申請します。

(共同申請者)※リース事業者

所在地			
フリガナ			
法人名称			
代表者職・氏名			
担当者名			
電話番号			
緊急連絡先			

【確認事項】

記載の内容について、申請者に説明しました。	☐
-----------------------	--------------------------

1. 補助金の振込先

(1) 補助事業者(個人)にかかるもの

金融機関名 (漢字)		金融機関 コード	
支店名 (漢字)		支店 コード	
口座種別	普通口座	口座番号 (7桁)	
口座名義 (カタカナ)			

(2) 共同補助事業者(リース事業者)にかかるもの

金融機関名 (漢字)		金融機関 コード	
支店名 (漢字)		支店 コード	
口座種別		口座番号 (7桁)	
口座名義 (カタカナ)			

※ 上記金融機関名・支店名・口座番号・口座名義人(カナ表記)を確認できる通帳の写しなどを提出してください。

2. 事業着手・完了日

※ 補助金の交付決定前に工事に着手した場合、補助対象になりません。

事業着手日	令和		年		月		日
工事完了日	令和		年		月		日
事業完了日	令和		年		月		日

3. 補助金交付申請額

合計

申請者 (個人)	万円	共同申請者 (リース事業者)	万円
-------------	----	-------------------	----

※ 複数の対象設備を選択する場合には、補助金の合算額を記入してください。

【導入設備に変更があった場合は、変更事項を以下に記入してください。】

4. 導入設備

--

太陽光発電設備と 同時に設置する蓄電池	メーカー名	
	SII登録パッケージ型番	

5. 設備の概要及び補助対象経費

ア 総契約額(税込) 円

イ 内訳 ※補助金申請を行うもののみ記入してください。

1) 太陽光発電設備		認定事業者	番号		事業者名	
					取扱支店名等	
太陽電池モジュールの 公称最大出力と使用枚数	メーカー名					
	モジュール型名1		W	×	枚	= W
	モジュール型名2		W	×	枚	= W
	モジュール型名3		W	×	枚	= W
	モジュール型名4		W	×	枚	= W
モジュールの使用枚数の合計と公称最大出力の合計						枚 W
太陽電池の最大出力の合計(A) (小数点以下切り捨て)		 kW	⇒	(A)または(B)のいずれか低い方 (C)		 kW
パワーコンディショナーの定格出力の合計(B) (小数点以下切り捨て)		 kW				
停電時において電力供給を継続する 機能の有無			発電量を計測する機器の有無			
家庭における年間電気使用量		年間発電量(見込み)		年間の自家消費量(見込み)		
 kWh		 kWh		 kWh		
①太陽光発電設備購入に係る金額(税抜)		②市町村等補助金額		①－②補助対象経費		
 円		 円		 円		
2) 太陽熱利用システム		認定事業者	番号		事業者名	
					取扱支店名等	
メーカー名				型式		
①太陽熱利用システム購入に係る金額(税抜)		②市町村等補助金額		①－②補助対象経費(D)		
 円		 円		 円		

6. リースで設置する設備の補助対象経費内訳

設備1			
契約額(税抜)		円	
補助金適用後の金額		補助金適用前の金額	
補助金申請額(合計)	円	補助金申請額(合計)	なし
国	円	国	なし
県	円	県	なし
市町村等	円	市町村等	なし
補助金適用後の経費合計(税抜)	円	補助金適用前の経費合計(税抜)	円
保険料・諸税等	円	保険料・諸税等	円
リース対象元本	円	リース対象元本	円
金利(%)	%	金利(%)	%
金利(金額)	円	金利(金額)	円
リース料(合計)	円	リース料(合計)	円

※ 補助金適用後の金額のリース料(合計)が、リース契約書に記載される金額と同じになるように記入してください。

設備2			
契約額(税抜)		円	
補助金適用後の金額		補助金適用前の金額	
補助金申請額(合計)	円	補助金申請額(合計)	なし
国	円	国	なし
県	円	県	なし
市町村等	円	市町村等	なし
補助金適用後の経費合計(税抜)	円	補助対象経費合計(税抜)	円
保険料・諸税等	円	保険料・諸税等	円
リース対象元本	円	リース対象元本	円
金利(%)	%	金利(%)	%
金利(金額)	円	金利(金額)	円
リース料(合計)	円	リース料(合計)	円

※ 補助金適用後の金額のリース料(合計)が、リース契約書に記載される金額と同じになるように記入してください。

7. 補助金交付申請額(交付決定額を上回ることはできません。)

太陽光発電設備 7万円/kW(1万円未満切り捨て、補助対象経費以下の金額で上限35万円)
 太陽熱利用システム 補助対象経費の2/3
 (1万円未満切り捨て、補助対象経費以下の金額で上限20万円)

太陽光発電設備	(C) × 7万円 ※補助対象経費以下 ※上限35万円	万円
太陽熱利用システム	(D) × 2/3 ※補助対象経費以下 ※上限20万円	万円

合計

申請者 (個人)	万円	共同申請者 (リース事業者)	万円
-------------	----	-------------------	----

個人情報に関する事項

本申請書により得られた個人情報は、家庭における省エネ・再エネ活用設備導入補助金の交付に関わる目的以外に使用することはいたしません。

交付決定番号			-					(交付決定番号を記入)
--------	--	--	---	--	--	--	--	-------------

令和 年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

家庭における省エネ・再エネ活用設備導入補助金実績報告書
(PPAによる事業実施)

家庭における省エネ・再エネ活用設備導入補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり報告します。

(申請者)※個人

住 所		
フリガナ		
氏 名		
電話番号		
緊急連絡先		
メールアドレス		

【誓約事項】

記載の内容について、全て確認した上で提出します。
設備導入後も家庭での省エネに努めます。
次年度に県が実施する電気使用量などに関するアンケートに協力します。
☐ 上記を誓約し、内容に間違いがないことを確認した上で申請します。

(共同申請者)※PPA事業者

所在地		
フリガナ		
法人名称		
代表者職・氏名		
担当者名		
電話番号		
緊急連絡先		

【確認事項】

記載の内容について、申請者に説明しました。	☐
-----------------------	--------------------------

1. 補助金の振込先

(1) 補助事業者(個人)にかかるもの

金融機関名 (漢字)						金融機関 コード	
支店名 (漢字)						支店 コード	
口座種別	普通口座	口座番号 (7桁)					
口座名義 (カタカナ)							

(2) 共同補助事業者(PPA事業者)にかかるもの

金融機関名 (漢字)						金融機関 コード	
支店名 (漢字)						支店 コード	
口座種別		口座番号 (7桁)					
口座名義 (カタカナ)							

※ 上記金融機関名・支店名・口座番号・口座名義人(カナ表記)を確認できる通帳の写しなどを提出してください。

2. 事業着手・完了日 ※ 補助金の交付決定前に工事に着手した場合、補助対象になりません。

事業着手日	令和		年		月		日
工事完了日	令和		年		月		日
事業完了日	令和		年		月		日

3. 補助金交付申請額

合計	申請者 (個人)	万円	共同申請者 (リース事業者)	万円
----	-------------	----	-------------------	----

※ 複数の対象設備を選択する場合には、補助金の合算額を記入してください。

【導入設備に変更があった場合は、変更事項を以下に記入してください。】

4. 導入設備

太陽光発電設備と 同時に設置する蓄電池	メーカー名	
	SII登録パッケージ型番	

5. 設備の概要及び補助対象経費

ア 総契約額(税込) 円

イ 内訳 ※補助金申請を行うもののみ記入してください。

1) 太陽光発電設備		認定事業者	番号		事業者名	
					取扱支店名等	
太陽電池モジュールの 公称最大出力と使用枚数	メーカー名					
	モジュール型名1		W	×	枚	= 0 W
	モジュール型名2		W	×	枚	= 0 W
	モジュール型名3		W	×	枚	= 0 W
	モジュール型名4		W	×	枚	= 0 W
モジュールの使用枚数の合計と公称最大出力の合計				0 枚	0 W	
太陽電池の最大出力の合計(A) (小数点以下切り捨て)		0 kW	⇒	(A)または(B)のいずれか低い方 (C)		0 kW
パワーコンディショナーの定格出力の合計(B) (小数点以下切り捨て)		kW				
停電時において電力供給を継続する 機能の有無			発電量を計測する機器の有無			
家庭における年間電気使用量		年間発電量(見込み)		年間の自家消費量(見込み)		
kWh		kWh		0 kWh		
①太陽光発電設備購入に係る金額(税抜)		②市町村等補助金額		①－②補助対象経費		
円		円		0 円		
2) 太陽熱利用システム		認定事業者	番号		事業者名	
					取扱支店名等	
メーカー名				型式		
①太陽熱利用システム購入に係る金額(税抜)		②市町村等補助金額		①－②補助対象経費(D)		
円		円		0 円		

6. PPAで設置する設備の補助対象経費内訳

設備1			
契約額(税抜)		円	
補助金適用後の金額		補助金適用前の金額	
補助金申請額(合計)	0 円	補助金申請額(合計)	なし
国	円	国	なし
県	円	県	なし
市町村等	円	市町村等	なし
補助金適用後の経費合計(税抜)	0 円	補助金適用前の経費合計(税抜)	0 円
サービス料金(月額・見込み)	円	サービス料金(月額・見込み)	円
サービス料金(合計・見込み)	円	サービス料金(合計・見込み)	円
サービス料金から交付金額相当分を控除する方法			

設備2			
契約額(税抜)		円	
補助金適用後の金額		補助金適用前の金額	
補助金申請額(合計)	0 円	補助金申請額(合計)	なし
国	円	国	なし
県	円	県	なし
市町村等	円	市町村等	なし
補助金適用後の経費合計(税抜)	0 円	補助対象経費合計(税抜)	0 円
補助金適用後の経費合計(税抜)	0 円	補助金適用前の経費合計(税抜)	0 円
サービス料金(月額・見込み)	円	サービス料金(月額・見込み)	円
サービス料金(合計・見込み)	円	サービス料金(合計・見込み)	円
サービス料金から交付金額相当分を控除する方法			

7. 補助金交付申請額(交付決定額を上回ることはできません。)

太陽光発電設備 7万円/kW(1万円未満切り捨て、補助対象経費以下の金額で上限35万円)

太陽熱利用システム 補助対象経費の2/3
(1万円未満切り捨て、補助対象経費以下の金額で上限20万円)

太陽光発電設備	(C) × 7万円 ※補助対象経費以下 ※上限35万円	万円
太陽熱利用システム	(D) × 2/3 ※補助対象経費以下 ※上限20万円	万円

合計

申請者 (個人)	万円	共同申請者 (PPA事業者)	万円
-------------	----	-------------------	----

個人情報に関する事項

本申請書により得られた個人情報は、家庭における省エネ・再エネ活用設備導入補助金の交付に関わる目的以外に使用することはいたしません。

第 年 月 日 号

様

埼玉県知事（公印省略）

家庭における省エネ・再エネ活用設備導入補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで報告された家庭における省エネ・再エネ活用設備導入補助金実績報告書は適正と認められますので、家庭における省エネ・再エネ活用設備導入補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり交付すべき補助金の額を通知します。

記

補助金交付確定額	金 円
----------	-----

※上記の補助金交付確定額については、本通知到達日から約10～14日程度で実績報告書に記載された金融機関の口座に振り込まれる予定です。

※交付確定者（太陽光発電設備を設置する者に限る。）は、本事業により設置する設備の発電量及び自家消費量を「太陽光発電設備の補助に係る自家消費電力率の調査」に基づき御報告ください。

年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

(申請者)

住 所

ふりがな
氏 名

電話番号

家庭における省エネ・再エネ活用設備導入補助金に係る
財産処分承認申請書

家庭における省エネ・再エネ活用設備導入補助金により取得した財産を、下記のとおり処分したいので、家庭における省エネ・再エネ活用設備導入補助金交付要綱第17条の規定により申請します。

記

1. 補助金交付決定番号

	—	
--	---	--

2. 処分の方法

該当する項目を○で囲んでください。

売却	譲渡	交換	貸付	担保	取壊し (廃棄を含む)	その他
----	----	----	----	----	----------------	-----

「その他」については具体的に[]

3. 処分の時期

(年 月 日 から
 年 月 日 まで)

4. 処分の理由

--

(注) この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

個人情報に関する事項

本申請書により得られた個人情報は、家庭における省エネ・再エネ活用設備導入補助金の交付に関わる目的以外に使用する事はいたしません。